

外貨普通預金規定および外貨定期預金規定の改正について

2021年4月1日
株式会社 豊和銀行

当行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化に向けた対応等を目的として、「外貨普通預金規定」および「外貨定期預金規定」について以下のとおり改正いたします。

なお、この改正内容については、改正前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されるものとしします。

記

1. 改正内容

「外貨普通預金規定」および「外貨定期預金規定」の強制解約に関する条項に以下の文言を追加いたします。

外貨普通預金規定

6. 解約等

(1) (2) . . . 省略

(3) 次の各号の一にでも該当した場合は、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとしします。

[1] ~ [6] . . . 省略

[7] 預金者が住所変更等の届出を怠る等により、当行において預金者の所在が不明になった場合

外貨定期預金規定

Ⅲ 4. 預金の書替継続・解約等

(1) ~ (3) . . . 省略

(4) 次の各号の一にでも該当し預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとしします。

[1] [2] . . . 省略

[3] 預金者が住所変更等の届出を怠る等により、当行において預金者の所在が不明になった場合

2. 改正日

2021年（令和3年）5月1日

3. 本件に関するお問い合わせ先

株式会社 豊和銀行 証券国際部 資金事務管理グループ（担当：溝口、秦）

TEL 097-534-2609（平日9時～17時）

以上